

事務連絡
令和7年2月10日

【該当市町名】

伊賀市、名張市、松阪市、多気町、
伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町
南伊勢町、大紀町、明和町、御浜町
調査捕獲従事者様

三重県農林水産部
家畜防疫対策課長

令和6年度野生イノシシ調査捕獲の報償費終了について

平素は、野生イノシシにおける豚熱まん延防止対策にご協力賜り、感謝申し上げます。
令和6年度の調査捕獲につきましては、9月までの検査頭数が昨対比の約2倍で進み、12月には計画頭数4,000頭に達する見通しであったことから、年間を通じた豚熱感染イノシシの発生状況を把握するために、10月以降の調査捕獲実施日を減数する調整を行ったところ、1月30日時点で検査頭数約3,800頭となり、2月も調査捕獲を実施することが可能となりました。

一方、3月の調査捕獲につきましては、報償費の支払いに向けた年度末の事務処理として、報償費対象となるイノシシの各市町への照合や事業実施主体である三重県畜産協会から従事者様への確認に時間を要することから、令和7年2月23日から3月2日までに捕獲された野生イノシシを最後に、調査捕獲の報償費の支払いを終了しますので、ご理解の上、検体提出にお間違いのないようお願い致します。

ただし、ジビエ利用等に係る血液検体の提出があった場合には、引き続き検査を実施します。

記

○2月～3月の調査捕獲の実施日

2月23日（日）から3月2日（日）までの8日間

【2月1日（土）から2月22日（土）、3月3日（月）から3月31日

（月）は調査捕獲を休止します。】

事務担当：家畜防疫対策課
豚熱対策班 渡邊 舟
TEL：059-224-2027
FAX：059-223-1120
Mail：csf@pref.mie.lg.jp